

第五十一回国 参議院 經濟産業委員会 會議録 第五号

平成十三年四月五日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

藁科 満治君

補欠選任

吉田 之久君

三月二十九日

辞任

加納 時男君

補欠選任

吉川 芳男君

吉村剛太郎君

阿南 一成君

直嶋 正行君

竹村 泰子君

本田 良一君

高橋 千秋君

吉田 之久君

藁科 満治君

三月三十日

辞任

阿南 一成君

補欠選任

吉村剛太郎君

吉川 芳男君

加納 時男君

高橋 千秋君

本田 良一君

竹村 泰子君

直嶋 正行君

四月四日

辞任

山下 芳生君

補欠選任

富樫 練三君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

加藤 紀文君

畑 恵君

保坂 三蔵君

山下 善彦君

足立 良平君

西山登紀子君

魚住 汎英君

加納 時男君

倉田 寛之君

陣内 孝雄君

松田 岩夫君

直嶋 正行君

本田 良一君

藁科 満治君

海野 義孝君

富樫 練三君

渡辺 秀央君

平沼 越夫君

松田 岩夫君

竹本 直一君

塩入 武三君

○國務大臣(平沼越夫君) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案につきま

す。その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

伝統的工芸品産業は、我が国の伝統的な技術や文化を今に伝える日本固有の産業であり、我が国製造業の原点として、また、地域における産業の象徴として、今や欠くことのできない存在となっております。また、伝統的工芸品は、人々の日常生活の中で愛用される生活文化用品として、国民生活に豊かさや潤いを与えるとともに、我が国の生活文化の発展に大きく貢献するものであります。こうした意味で、伝統的工芸品産業は、二十一世紀はもとより、末代まで大切に継承されるべき我が国の貴重な財産であると申せましよう。昭和四十九年に本法が制定され、以来、国の施策として伝統的工芸品産業の振興が図られてまいりました。また、まさにこのような認識が根底にあったからにはほかなりません。

その貴重な伝統的工芸品産業が、本法制定から四半世紀が経過した今日、大きな転換期を迎えております。すなわち、近年、国民の生活様式の変化等を背景として、伝統的工芸品産業の売り上げが減少の一途をたどっており、それに伴って経営難や後継者不足などの問題も深刻化し、このままでは産業の存立自体が危ぶまれるような、かつてない苦境に立ち至っているものであります。

このような状況を踏まえ、伝統的工芸品産業の一層の振興を図るために、産地の主体的な取り組みを支援する枠組みを構築する必要があることから、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。まず、第一に、法人格を有する組合等が存在しない産地においても、伝統的工芸品を製造する事業者を構成員とする団体が、振興計画または共同

振興計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができるようにいたします。

第二に、伝統的工芸品の一層の需要開拓を図るため、産地の特定製造協同組合等が、現行の販売協同組合等のみならず、商社や百貨店など、伝統的工芸品を販売する個々の事業者とともに、需要開拓のための共同振興計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができるようにいたします。

第三に、伝統的工芸品を製造する個々の事業者やそのグループによる意欲的な取り組みを支援するため、当該事業者等が、伝統的工芸品産業の活性化に資する需要開拓、新商品開発等の事業に関する活性化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができるようにいたします。

第四に、産地間連携による伝統的工芸品産業の活性化に向けた創造的な取り組みを支援するため、伝統的工芸品を製造する事業者または製造協同組合等が、他の伝統的工芸品の産地の事業者または製造協同組合等とともに、連携して実施する活性化事業に関する連携活性化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができるようにいたします。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(加藤紀文君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。午前十四分散会

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発推進から脱原発への政策転換に関する請願(第六六九号)

第六六九号 平成十三年三月二十二日受理

原発推進から脱原発への政策転換に関する請願
請願者 石川県羽咋郡富来町風無レノ一
七川 辺茂 外四十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

四月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「事業協同組合」を「事業協同組合等(事業協同組合)に、政令で定める法人」を「の団体(政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。)をいう。以下同じ。」「に、「とするもの」を「(以下単に「構成員」という。)とするものであつて、当該工芸品の製造される地域において当該工芸品を製造する事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するもの」に改め、「されるよう」の下に「当該工芸品の製造される地域を管轄する」を加え、「工芸品の製造される」を削り、同条第六項中「第四項の規定は、を」第三項及び第四項の規定は第五項の伝統的工芸品の指定の内容の変更について、第四項の規定は前項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「一」を「いずれかに」に、「ときは」を「場合」に改め、同項を同条第六項とし、同条第

四項の次に次の一項を加える。

5 經濟産業大臣は、第一項及び第二項の規定により指定された伝統的工芸品について、事情の変更その他特別の事由があると認める場合(次に規定する場合を除く。)には、産業構造審議会の意見を聴いて、第二項に規定する指定の内容を変更することができる。

第四条第一項中「伝統的工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人(以下「製造協同組合等」という。))を製造事業者(伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。))を構成員とする事業協同組合等(以下「製造協同組合等」という。))であつて、当該伝統的工芸品の製造される地域において製造事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するもの(以下「特定製造協同組合等」という。))に改め、「これを」の下に「当該伝統的工芸品の製造される地域を管轄する」を加え、「伝統的工芸品の製造される」を削り、「第八条第一項、第八条の二、第二十九項、第十九条第三項及び第二十四条の二」を「第十三条第一項、第十四条第二項、第二十二條第三項及び第二十七條」に、「同じ」を単に「都道府県知事」というに改める。

第二十七條中「第二十三條を」第二十五條に改め、同条を第三十一條とする。
第二十六條第一項中「第十九條を」第二十一條に、「十万円を」三十万円に改め、同条第二項中「法人の代表者」を「法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。))を含む。以下この項において同じ。の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。))」に改め、同条に次の一項を加える。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

定共同振興計画」を削り、同条を第十九條とし、同条に見出しとして「(税制上の措置)を付する。

第十四條に見出しとして「(中小企業信用保険法の特例)を付し、同条中「第八條第一項を」第十三條第一項に改め、「以上が中小企業信用保険法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十四号)を加え、「第八條の二第三項を」第十四條第三項に改め、同条を第十八條とする。

第十條中「認定活用計画」を「認定活性化計画、認定連携活性化計画」に改め、同条を第十七條とする。
第九條中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等、販売事業者」に改め、「販売協同組合等」の下に「認定活性化計画若しくは認定連携活性化計画に基づく事業を実施する者」を加え、同条を第十六條とする。

第八條の三中「活用計画」を「活性化計画、連携活性化計画」に改め、同条を第十五條とする。
第八條の二を第十四條とし、第八條を第十三條とする。
第七條の二の見出しを「(活性化計画の変更等)」に改め、同条第一項中「伝統的工芸品を製造する事業者若しくは」を「製造事業者又は」に改め、「又は特定会社若しくは特定会社を設立しようとする者(その者の設立に係る特定会社を含む。))」を削り、「活用計画」を「活性化計画」に改め、同条第三項中「活用計画(を)活性化計画」に、「認定活用計画」を「認定活性化計画」に、「伝統的工芸品等活用事業」を「活性化事業」に改め、同条第四項中「活用計画」を「活性化計画」に改め、同条を第十條とし、同条の次に次の二條を加える。

(連携活性化計画)
第十一條 製造事業者又は製造協同組合等は、単独で又は共同して、連携製造事業者(他の伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。))又は連携製造協同組合等(連携製造事業者を構成員とする製造協同組合等をいう。以下同じ。))とともに、連携して実施する活性化事業(以下

「連携活性化事業」という。)に関する計画(以下「連携活性化計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該連携活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第四条第二項の規定は、連携活性化計画に準用する。

(連携活性化計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた製造事業者又は製造協同組合等及び連携製造事業者又は連携製造協同組合等は、当該認定に係る連携活性化計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた連携活性化計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携活性化計画」という。)に係る連携活性化事業を実施する者(製造協同組合等及び連携製造協同組合等の構成員を含む。)が当該認定連携活性化計画に従つて連携活性化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 第四条第二項の規定は、連携活性化計画の変更に準用する。

第七条を削る。

第六条の二第一項中「製造協同組合等及び」「特定製造協同組合等及び販売事業者又は」に改め、同条第三項中「製造協同組合等及び」を「特定製造協同組合等若しくはその構成員又は販売事業者若しくは」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(活性化計画)

第九条 製造事業者又は製造協同組合等(特定製造協同組合等を除く。以下この項及び次条において同じ。)は、単独で又は共同して、活性化事業(次に掲げる事業のうち一又は二以上の事業

第九節

経済産業委員会会議録第五号

平成十三年四月五日

【参議院】

であつて、伝統的工芸品産業の活性化に資するものをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「活性化計画」という。)を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、製造事業者又は製造協同組合等が共同して活性化計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 従事者の研修に関する事業

二 技術又は技法の改善その他品質の改善に関する事業

三 原材料に関する研究に関する事業

四 需要の開拓に関する事業

五 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事業

六 消費者への適正な情報の提供に関する事業

七 新商品の開発又は製造に関する事業

2 第四条第二項の規定は、活性化計画に準用する。

第六条第一項中「製造協同組合等は、伝統的工芸品を販売する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人(以下「販売協同組合等」という。))を「特定製造協同組合等(販売事業者(伝統的工芸品を販売する事業者をいう。以下同じ。))又は販売協同組合等(販売事業者を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人をいう。以下同じ。))」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とする。

第四条の二第一項及び第三項中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等」に改め、同条を第五条とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(認定活用計画に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の伝統的工芸品産業の振興に関する法律第七条第一項の認定を受けた活用計画に関する計画の変更の認定及び取消し、伝統的工芸品関連保証についての中小企業信用保険法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前一条に定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の項中「第二条第三項」の下に「同条第七項において準用する場合を含む。」を加え、「第四条の二第二項、第六条第一項、第六條の二第二項、第七條第一項、第七條の二第二項、第八條第一項及び第八條の二第二項」を「第五條第二項、第七條第一項、第八條第二項、第九條第一項、第十條第二項、第十一條第一項、第十二條第二項、第十三條第一項及び第十四條第二項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の三第三項中「製造協同組合等」を「特定製造協同組合等(事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は事業協同小組合であるものに限る。以下本項において同じ。))」が、「同項」を「同条第一項」に、「当該製造協同組合等」を「当該特定製造協同組合等」に改める。

(新事業創出促進法の一部改正)

第七条 新事業創出促進法(平成十年法律第五百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の二第二項中、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号。以下「伝統的工芸品産業振興法」という。))第十一條第一号に掲げる業務を削り、同条第三項中「第九條、伝統的工芸品産業振興法第十一條」を「第九條」に改め、「伝統的工芸品産業振興法第十一條」を削り、同条第四項中、「伝統的工芸品産業振興法第十一條」を削り、同条第五項中「第九條、伝統的工芸品産業振興法第十一條」を削り、同条第九條、伝統的工芸品産業振興法第十一條に掲げる業務及び、「伝統的工芸品産業振興法第十一條第一号に掲げる業務」を削る。

平成十三年四月十日印刷

平成十三年四月十一日發行

參議院事務局

印刷者 財務省印刷局